

# 経済産業省

平成26年4月16日

一般財団法人全国LPガス協会

経済産業省商務情報政策局商務流通保安グループガス安全室

## 陶芸用窯を使用する際の一酸化炭素中毒事故防止に関する注意喚起について (事務連絡)

平成26年4月に千葉県千葉市の一般集合住宅において、1名が死亡する一酸化炭素中毒事故が発生しました。事故原因は、窓を閉め切った室内で、業務用のガスこんろ（鋳物こんろ）の上に、本来は屋外で使用することになっている陶芸用窯を載せて使用したため、不完全燃焼したガスが室内に充満し、一酸化炭素中毒事故となった可能性が高いと考えられます。

このため、経済産業省商務情報政策局商務流通保安グループガス安全室は、今回の事故と類似の事故の再発を防止するため、貴傘下の事業者等においてガスを燃料とする陶芸用窯を使用する需要家への注意を喚起していただきたく、下記の事項を貴傘下の事業者等に対して、周知くださいますようお願いいたします。

### 記

1. 屋内で陶芸用窯を使用する際、換気が不十分な場合は、不完全燃焼を起こし一酸化炭素（CO）が発生し、危険であるため、十分に換気を行うこと。
2. 陶芸用窯を屋内に設置する場合は、適切な給排気設備を設置するなど、十分な換気がなされるような状態にすること。
3. 万一の不完全燃焼に備えてCO警報器の設置が望ましいこと。

平成 26 年 4 月 15 日

## [都市ガス]千葉県内で一酸化炭素中毒事故(死亡 1 名)が発生しました

4月7日(月)、千葉県内の一般集合住宅で一酸化炭素中毒事故(死亡1名)が発生した旨の報告がありました。

### 1. 事故の概要

平成 26 年 4 月 7 日(月)頃に千葉県内の一般集合住宅で一酸化炭素中毒事故が発生した旨、ガス事業法に基づき、4 月 14 日、東京ガス株式会社から関東東北産業保安監督部に対して報告がありました。本件は、関係機関からの連絡を受け、4 月 14 日に東京ガス株式会社が覚知したものです。

事故の詳しい状況は以下の通りです。

なお、経済産業省は、関東東北産業保安監督部を通じて、東京ガス株式会社より 30 日以内に詳細な報告を受ける予定です。

### [掲載箇所]

[http://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/sangyo/citygas/detail/gas\\_accident.html](http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/citygas/detail/gas_accident.html)

### [掲載内容]

事業形態:一般ガス事業者

ガス種:13A

事故発生日時:平成 26 年 4 月 7 日(月)頃

事故発生場所:一般集合住宅

人的被害:死亡 1 名

物的被害:なし

事故概要:4 月 11 日、一般集合住宅の室内で、需要家が死亡していることが確認されました。部屋には業務用二重七輪の上に自家製の陶芸窯を載せた状態で置かれ、七輪の器具栓は全開でした。関係機関の調査によると、本来屋外で使用すべき自家製の陶芸窯を業務用二重七輪の上に載せた状態で燃焼させており、換気が不十分であったため室内の酸素濃度が低下し、不完全燃焼が発生したと推測されるということです。

機器分類:自家製陶芸窯

### (参考情報)

製造者:調査中

型番:自家製

製造時期:調査中

## 2. 注意喚起について

○ガス機器の使用中は、必ず換気をしてください。

- ・ガスが燃焼するには新鮮な空気(酸素)が必要です。空気が不足すると、不完全燃焼をおこし、一酸化炭素中毒の原因となり、死亡事故につながる場合があります。
- ・ガス機器を使用するときは、換気をしましょう。必ず換気装置等を使用してください。また、同時に給気口を確保する等により新鮮な空気を取り入れることも換気のために必要です。
- ・一酸化炭素中毒のもっとも軽い症状は、前頭部に軽度の頭痛を感じることです。ガス機器を使用中、いつもと違って気分が悪い、体調に違和感を感じるといった症状が出たときは、換気の確認をするようにしましょう。
- ・ガス機器の排気が十分に行われないと、排気ガスが室内にあふれて、一酸化炭素中毒をおこすことがあります。

○ガス機器やガス設備は、日頃から点検・お手入れをしてください。

- ・日頃からの点検・お手入れが、ガスによる事故を防ぐ基本です。
- ・日頃の点検を心がけ、不審な点が見つかったらガス事業者などに連絡して、すぐに改善してください。

○「ガス漏れ」及び「不完全燃焼によって発生した一酸化炭素」を検知できる警報器(ガス

- ・CO 警報器)の設置をおすすめします。
- ・「ガス漏れ」及び「不完全燃焼によって発生した一酸化炭素」を検知すると、ランプと音声でお知らせします。
- ・ガスの種類によっては、ガス警報器と CO 警報器をそれぞれ設置する必要があります。

○その他ご参考として、経済産業省の HP にガス事故防止のためのパンフレット等を掲載しております。是非ご覧ください。

[http://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/sangyo/citygas/aikotobademinaoshitai/index.html](http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/citygas/aikotobademinaoshitai/index.html)

(本発表資料のお問い合わせ先)

商務流通保安グループ ガス安全室長 大本

担当者:永井、横田

電話:03-3501-1511 (内線 4932)

03-3501-4032 (直通)